

障 福 第 1 6 1 号
令 和 3 年 6 月 2 2 日

障害者関係団体の長 殿

奈良県福祉医療部障害福祉課長
(公 印 省 略)

福祉施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本県においては、県民全体へのワクチン接種が、まだ充分でない現状であり、今後のリバウンドの懸念が残ることから、県独自の緊急対処措置を、大阪府のまん延防止等重点措置の適用期間にあわせて、7月11日まで延長することとしたところです。

県内においても新型コロナウイルスの変異株により感染拡大が進む中、外部から福祉施設へウイルスを「持ち込まない対策」、また発熱者等の状況を把握し、感染の兆候をいち早く察知する「早期発見・拡大防止対策」の徹底がより一層重要です。

県では、「持ち込まない対策」、「早期発見・拡大防止対策」の徹底を期すための「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成していますので、改めてお知らせします。各団体におかれてはその内容をはじめとして感染症防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

なお、奈良県新型コロナウイルス感染症奈良県緊急対処措置の全文は以下 URL に掲載しています。<http://www.pref.nara.jp/58767.htm>

【添付資料】

- ・社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル